

2016年10月21日

各加盟団体様
各都道府県実行委員会様

安保破棄中央実行委員会
事務局長 東森英男

辺野古新基地訴訟に関する最高裁要請の取り組みについて

安倍政権が翁長沖縄県知事の辺野古埋め立て承認取消しへの「是正の指示」に従わないのは「不作為の違法」だとして起こした訴訟で、福岡高裁那覇支部は9月16日に沖縄県を敗訴させる不当判決をおこないました。判決は、翁長知事が国の指示に従わなかったのは違法だとする理由として、国防・外交は国の本来的任務に属する事項だから国の判断が尊重されるべきであるとか、普天間飛行場の被害を除去するには辺野古の埋立をおこなうしかない、などと安倍政権の施策をそのまま展開して、辺野古新基地建設の必要性を説くという異常な判決です。そして、この判決は重要な論点について審査を行っておらず、司法の役割を放棄したものだといえます。

沖縄県はこの判決を不服として9月23日に最高裁に上告しました。最高裁が、上告理由を受け止め、実質審理に入るかどうかかが当面の焦点になっています。

安倍政権は、最高裁の確定判決を得て、辺野古の工事再開をはかろうとしており、辺野古新基地をめぐるたたかいの中で、最高裁判決が当面の焦点となっています。

安保破棄中央実行委員会は最高裁に対して、沖縄県の上告を受理し、福岡高裁那覇支部による不当な判決を破棄するよう求める取り組みを呼びかけます。

記

1.最高裁宛の団体署名

- ①別紙要請書にもとづいて、各団体の本部、支部などできるだけたくさんの単位で要請書を作成してください。
- ②要請書は各団体で集約し、安保破棄中央実行委員会に送ってください。最高裁要請行動で提出します。第1次集約：11月30日 第2次集約：12月20日

2.最高裁宛はがき送付

- ①別紙のようなはがきを一定数作成します。送料のみを負担いただき送付します。「氏名、住所、私のひとこと」を書いて、52円切手を貼って投函してください。
- ②はがきのPDF版を安保破棄中央実行委員会のホームページに掲載します。官製はがき等に印刷してご活用ください。

以上